

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多可町	中区牧野集落	令和5年3月13日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	53.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	31.9ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	10.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	5.2ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.0ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・規模を縮小したい・耕作をやめたい農家48%のうち、農業後継者が未定・不明と答えた農家が95%となっており担い手不足が喫緊の課題。
 ・一部圃場整備されたものも含め狭小な農地では機械化や規模拡大が図れないところも多く、保全農地から遊休農地化している。また、水路等の農業用施設も老朽化が進み整備が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当面は、現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には近隣を耕作している中心経営体に農地を預けるほか、担い手同士も農地調整を行い集積・集約をすすめる。また、村外の入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することで対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲・酒米・黒大豆	12.7 ha	水稲・酒米・黒大豆	19.7 ha	田野口
	B	水稲・酒米	3.3 ha	水稲・酒米	3.8 ha	
	C	水稲・酒米・黒大豆	3.2 ha	水稲・酒米・黒大豆	3.7 ha	
	D	水稲・酒米	1.3 ha	水稲・酒米	1.8 ha	
	E	水稲・酒米	1.3 ha	水稲・酒米	1.8 ha	
計	5人		21.8 ha		30.8 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 農地貸付けの意向があった場合は、近隣の農地を耕作している担い手(中心経営体)へ貸付けを行う。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 中心経営体へ農地を集積する際には、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 持続的な農業経営が行えるよう集落全体(農家・非農家)を中心に獣害防止柵の点検等に取り組む。</p>
<p>水路、農道管理に関する方針 中心経営体の作業軽減を地域で支援できるよう、集落全体(農家・非農家)で共同作業として水路管理、農道等の草刈りを実施する。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。